

令和3年12月27日  
国土交通省  
不動産・建設経済局建設業課

## 建設業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年11月26日から令和3年12月9日まで、建設業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いましたところ、計3件の御意見をいただきました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおりとりまとめたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
<p>○ 第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の資格保有者又は総合通信の資格保有者について、3年以上の実務経験で主任技術者になれるとする改正には賛成である。</p> <p>ただし、「令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る」とされている点については、それ以前の資格者への救済処置を検討いただきたい。例えば、工事の施工管理に関する指定講習などを実施し、その受講者については主任技術者の要件を満たす者として認めることなどが考えられる。</p> <p>また、かねてから電気通信工事の主任技術者として認められてきた「電気通信主任技術者」は試験合格後5年の実務経験が必要とされているが、試験科目及び試験の難易度などを勘案し、こちらの実務経験年数も同時に3年以下に引き下げる等、当該要件にかかる公平性の確保を図るよう求める。</p>	<p>○ 今般の改正は、工事担任者規則の改正により、工事担任者試験の試験科目に「施工管理」が位置づけられたことから、建設業法に基づく主任技術者としての資格要件に追加したものです。</p> <p>また、他法令に基づく国家資格を主任技術者資格として位置づける際に必要となる実務経験年数については、資格毎にその目的や内容等を勘案して設定しております。</p> <p>頂いたご意見につきましては今後の参考にさせていただきます。</p>

※掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。